

## ガードポストの認定基準の一部改要旨

### 1 適 用

この基準は、通路、作業床等の縁及び開口部等で墜落のおそれのある箇所に設ける仮設的な墜落防護工（以下「防護工」という。）の構成部材として使用するガードポスト（取付金具付束柱）について適用する。

#### 【解 説】

本章基準にいうの「ガードポスト」は、墜落防護のため上棧（手すり）及び中棧を取り付けるための束柱のことをいうが、~~もので、安全带取付設備の親綱支柱としての性能を保証するものではない。~~  
~~また、その構造条件として仮設構造物に設置使用するため必要な構造物等への取付部を有したものである。したがって、本基準はの適用に当たり、ガードポストが上棧、中棧又は幅木等と溶接加工等により構造的に一体となった墜落防護工については適用しない。これを対象としない趣旨である。~~

### 2 種 類

現行のまま

### 3 材 料 等

現行のまま

### 4 構 造

現行のまま

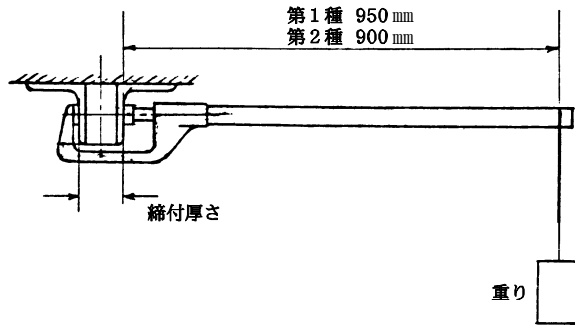
### 5 工 作 等

現行のまま

### 6 強 度 等

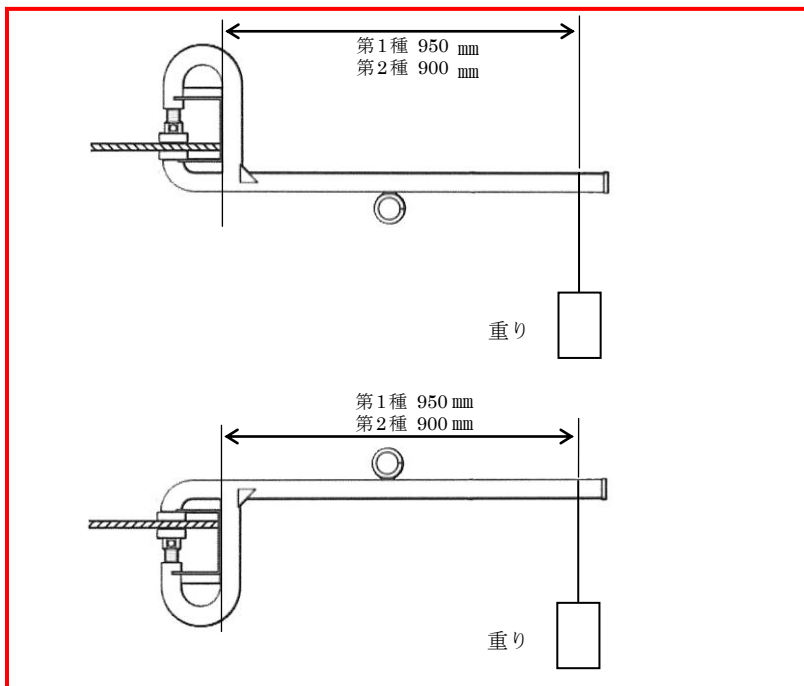
(1) ガードポストは、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める強度等を有するものでなければならない。

試 験 方 法		強 度 等											
(滑り試験) 現行のまま		現行のまま											
(たわみ及び曲げ強度試験) (1) 次の図に示すようにガードポストを試験用ジグに取り付け、上棧取付部に次の表に示す種類に応じた重りをつり下げ、重りつり下げ位置のたわみ量及び曲げ強度を測定する。		1 たわみ量 最大値 110mm以下 平均値 100mm以下  2 曲げ強度 破壊しないこと。											
	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">種 類</th><th colspan="2">重り (kg)</th></tr><tr><th>たわみ</th><th>曲げ強度</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 1 種</td><td>85</td><td>160</td></tr><tr><td>第 2 種</td><td>40</td><td>100</td></tr></tbody></table>	種 類	重り (kg)		たわみ	曲げ強度	第 1 種	85	160	第 2 種	40	100	
種 類	重り (kg)												
	たわみ	曲げ強度											
第 1 種	85	160											
第 2 種	40	100											



たわみ及び曲げ強度試験の例

(2) 次の図に示すような使用時の取付方法により、荷重の方向が変わる構造ものは、それぞれ両方向についてたわみ及び曲げ強度試験を行うものとする。



(3) 本試験において取付部等がねじ締めであるものにあつては、ねじ部の締付トルクは、滑り試験における表「ねじ部の締付けトルク」によるものとする。

(4) 取付部の締付厚さが調節可能なものにあつては、最小締付厚さと最大締付厚さについて試験を行うものとする。

本項にいう「最小締付厚さ」と「最大締付厚さ」は、製造者の仕様書によるものとする。ただし、「最小締付厚さ」の表示が10mm未満の場合はこれを10mmとみなすものとする。

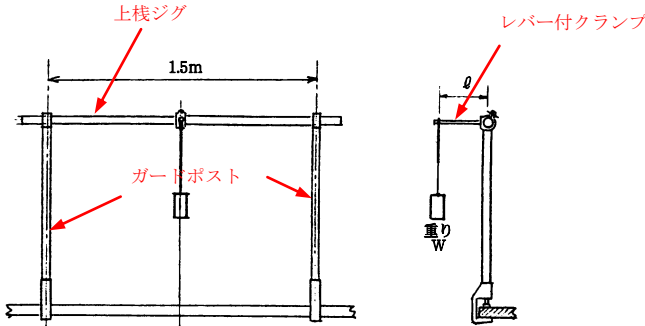
(注) 1 たわみ試験において、重りを取り除いた後でも、取付部が脱落又は緩み等の異常を生じてはならない。

2 曲げ強度試験において、「破壊しない」とは、重りをつり下げたときガードポストの変形(くの字形)又は脱落等の異常がないことをいう。

(上棧取付部の強度試験)  
現行のまま

現行のまま

(2) ガードポストの上棧取付部は、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に定める性能を有するものでなければならない。

試 験 方 法	強 度 等
<p>(上棧取付部の上棧回転防止性能試験)</p> <p>次の図に示すように1.5m間隔で取り付けた2本のガードポストの上棧取付部に上棧ジグを取り付け、この上棧の中心にレバー付クランプ等を水平に固定し、当該レバーの長さ(ℓ)に応じた重り(w)をつり下げることにより、<del>0.74DkN・cm<sup>※1</sup>(Dは上棧の外径(cm))次の式により計算を行って得た値を示す回転力(T)の2倍の回転力を与え、</del>上棧の回転の有無を調べる。</p>  <p style="text-align: center;">上棧取付部の上棧回転防止性能試験の例</p> <p style="text-align: center;"><del>回転力(T) = <math>\frac{0.74}{2} \times D</math> kN・cm  なお T = ℓW</del></p> <p style="text-align: center;"><del>Dは上棧の呼び外径 (cm) とする。</del></p> <p>※1 <math>0.74D = \ell \times w</math></p> <p><del>(備考)</del>  <del>ガードポストの中心間隔の1.5mは、試験時の間隔をいい、使用時におけるその中心間隔は2.0m以下とすることができる。</del></p>	<p>上棧が回転しないこと。</p>

7 表 示  
 現行のまま

## ガードポストの使用基準

### 1 適 用

この基準は、(一社) 仮設工業会が認定するガードポストについて適用する。

### 2 組立方法・使用方法等

ガードポストを使用する場合は、労働安全衛生規則等によるほか、次によるものとする。

- (1) ガードポストの取付間隔は、2m以下とすること。
- (2) ガードポストが、ねじれ、転倒、浮き上りの生じない堅固な箇所に取り付けること。
- (3) 物体の落下により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、ガードポストを取り付けた周辺に、高さ10cm以上の幅木又は同等以上の機能を有する設備を設けること。
- (4) 作業者の衣服等が、歩行又は作業中に巻き込まれないようにするため、ガードポストの手すり及び中棧の取付部等の突起物にはカバーを設けること。

### 3 禁止事項

ガードポストを使用する場合の禁止事項は、次によるものとする。

- (1) ガードポストに取り付ける手すり及び中棧は、ロープ等の可撓性のものは使用しないこと。
- (2) ガードポスト本体及びガードポストに設けた手すり及び中棧を安全带取付設備として使用しないこと。
- (3) ガードポスト本体及びガードポストに設けた手すり及び中棧を壁つなぎ、足場板等の支持点又は資材荷上げのつり元としては使用しないこと。
- (4) ガードポストに設けた手すり及び中棧には乗らないこと。
- (5) ガードポストに設けた手すり及び中棧への材料等の積載、つり下げ又は立て掛けを行わないこと

## ネットフレームの認定基準の一部改正要旨

### 1 適用

現行のまま

### 2 材料等

現行のまま

### 3 構造

ネットフレームは、網部とフレームを溶接等で一体化した構造であって、脚柱等に取り付けるための穴等の取付機構を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a ネットフレームの寸法は、高さ975mm以下×幅1,850mm以下とすること。
- b ~~取付機構は、~~ネットフレームを脚柱等に取り付けたときに場合のネットフレーム端部と脚柱等との隙間が、次の図のように10mm以内となるに取付け得る構造であること。

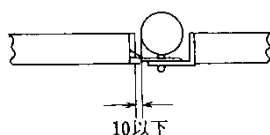


図-1 隙間の寸法

- c 網部の材料がエキスパンドメタル材である場合は、メッシュ寸法及びストランド寸法が次の表に示す値であること。

単位 (mm)

メッシュ寸法		ストランド寸法	
SW	LW	T	W
15.5(±5%)以下	32(±2)以下	1.2(±0.14)以上	2.0(±10%)以上

- d 伸縮式ネットフレームは伸縮部に抜け止め等を有し、伸縮部のフレーム及びパネル材が抜けにくい構造であること。

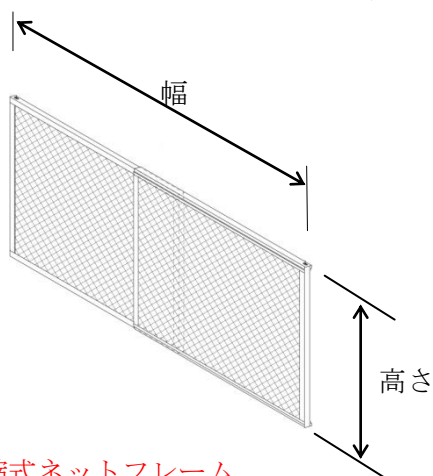


図-2 伸縮式ネットフレーム

【解説】

- (1) ネット部とフレームの一体化溶接等には、溶接のほか、リベット止め及び一体構造であること ~~のもの~~を含むものとする。
- (2) 3cの表中、SW、LW、T及びWは、次の図に示すところによるものとする。

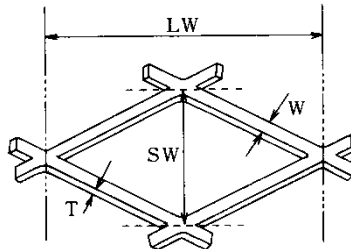


図-3 メッシュ寸法及びストランド寸法

4 工 作 等

現行のまま

5 強 度 等

- (1) ネットフレームは、次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の右欄に定める強度を有するものでなければならない。

試 験 方 法	強 度
<p>(曲げ強度試験)</p> <p>次の図に示すように、ネットフレームの裏面を上に向け、加力梁A及び取付けジグを用いて試験機に取り付け、鉛直荷重を掛け、荷重の最大値を測定する。</p> <p>試験機加圧板 加力梁A ネットフレーム 試験機ベッド</p> <p>曲げ強度試験の例</p> <p>注) 伸縮式ネットフレームにあつては、幅を最大とした状態とする。</p>	<p>荷重の最大値 1.03kN以上 平均値 1.13kN以上</p>
<p>(網部の強度試験)</p> <p>ネットフレームを前記「曲げ強度試験」と同様の方法で試験機に取り付け、加圧材Cを用いて網部を溶接等で取り付けた部分の中央部に鉛直荷重を掛け、荷重の最大値を測定する。</p>	<p>荷重の最大値 1.96kN以上 平均値 2.16kN以上</p>

- (2) (1) の試験に用いる加力梁A及び加圧材Cは、それぞれ次の各号によるものとする。
- a 加力梁Aは、第2章第3節の5の(2)の規定によること。
  - b 加圧材Cは、材料が日本工業規格G 3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS400の規格に適合する鋼材であって、かつ、加圧面が100mm×100mmの寸法であること。

**【解 説】**

〔 (1) の表の右欄の平均値については、第1章第1節の7の(1)と同趣旨である。 〕

**6 表 示**

現行のまま